

- 01 債権者は、債務者に対して履行を請求することができるが、債権者からの履行請求に対して、債務者の過失により債権の目的物が滅失していても、債務者は、「その債務の履行は不可能である」との抗弁を出して請求を拒否することができる。
- 02 土地が二重売買されれば、第二買主Aが背信的悪意者に該当する場合は別として、第一買主Xに対する売主Yの財産権移転義務は、履行不能になる。他人物の売買契約において、所有権者が売主への所有権の譲渡を拒絶した場合も、売主の債務は履行不能になる。
- 03 債務者が給付を命じる確定判決を裁判所から受けたにもかかわらず履行しない場合には、債権者は、裁判所や執行官の助力を得て、現実的履行の強制を求めることができるのが原則である。民法414条1項本文は、この旨を明言した規定である。世の中には、現実的履行の強制が許されない債務というものもあり、こうした債務においては、債務者の任意の履行を期待するしかない。[やや難]
- 04 債権以外の請求権についても民法414条が類推適用され、現実的履行の強制を考えることができる。物権に基づく妨害排除請求や引渡請求、親権に基づく妨害排除請求や子供の引渡請求などが、この例である。
- 05 直接強制とは、債務者の財産を差し押さえて、競売にかける方法で行う履行強制を意味する。金銭債務の履行強制の方法は、直接強制のみである。[超基本]
- 06 民法414条2項に言う「債務の性質が強制履行を許さない場合」に言う「強制履行」とは、直接強制のことであり、直接強制できる債務については、代替執行はできない。代替執行は、たとえば、仕様に沿って物を製作する請負契約において、請負人が注文した仕事を行わない場合に用いるのが適切である。[やや難]
- 07 「法律行為を目的とする債務」の履行強制は、(確定)判決によって意思表示を行ったものと擬制する方法で行う。不動産の移転登記申請に協力する義務は、民法414条2項ただし書・民事執行法174条によって履行強制が行われる「法律行為を目的とする債務」に当たる。[難]
- 08 作為債務や不作為債務の不履行があった場合、債権者は、代替執行が可能である場合であっても、間接強制をすることができる。不作為債務の不履行が反復的に行われ、違反結果が残らない場合には、債権者は、将来のため違反を防止する措置等をするよう債務者に請求することができる。
- 09 間接強制とは、国家が債務者から罰金を取り立てることによる履行強制である。間接強制を行った債権者は、損害賠償を請求することができない。[超基本]
- 10 現実的履行の強制と契約解除や填補賠償の請求は論理的に両立しないが、現実的履行の強制と遅延賠償の請求はあわせて行うことが可能である。
- 11 強制力(拘取力・執行力ともいう)を欠く不完全債務については、債権者は債務者に対して強制執行ができないが、債務者が任意に履行して債権者が受領した場合には、この給付の受領には法律上の原因があり、債務者は不当利得の返還請求ができない。たとえば、利息制限法の制限利率を超過した部分の利息支払債務は、不完全債務である。
- 12 限定承認が認められた場合の相続人は、債務から解放される。物上保証人や抵当不動産の第三取得者は、責任を負うが債務を負わない。[超基本]
- 13 債権者と債務者が事前に「債務履行不履行が生じて、債権者は債務者を被告とする訴訟を提起しない」と合意した場合、この合意は、裁判所に判断を求める基本的な権利を放棄するもので無効である。
- 14 債務不履行とは、債務者が故意・過失等の帰責事由によって債務の本旨に従った履行をしないことを言う、という定義には異論がない。民法415条の債務不履行には、履行遅滞・履行不能・不完全履行が含まれる。[やや難]
- 15 確定した履行期の定めのある債務は、履行期が経過した時から履行遅滞に陥る。債権者の請求や履行期到来について債務者に認識があることは、履行遅滞の要件ではない。これに対して、履行期の定めのない債務は、それが契約から生じるものであれ、不当利得や不法行為を発生原因とする債務であれ、債権者が履行を請求することによって、その時から履行遅滞に陥る。
- 16 2010年12月1日にYがXに対して、期限を定めずに100万円を支払う債務を負担し、利息や遅延損害金等の特約をしなかった場合において、2011年11月1日にXがYに支払いを請求したとすると、XのYに対する債権

の消滅時効は、11月1日から進行する。

- 17 債務者が債務を履行しないときに債権者が債務者に履行請求をするには、債務者の帰責事由を要しない。これに対して、債権者が損害賠償請求を認められるためには、実体法上、債務者に帰責事由がなければならない。
- 18 通説によれば、債務者の帰責事由とは、債務者の故意または過失、および信義則上これと同視すべき事由を意味する。運送品が不可抗力で滅失した場合、運送人に運送を頼んだ物の引渡債務者は、責任を負う。
- 19 債務不履行を理由として債務者に損害賠償請求する者は、債務不履行につき債務者に帰責事由があったことや自らが被った損害とその額を主張・立証しなければならない。[超基本]
- 20 債務不履行をおかした債務者は、これによって通常生じるべき損害を、債権者に賠償しなければならない。民法416条2項は、通常なら生じえないような損害をも、特別事情につき当事者が予見可能であったならば賠償の対象とする。
- 21 判例によれば、民法416条は、債務不履行・不法行為に共通する相当因果関係を定めた規定であり、同条2項の「当事者」とは、債権者・債務者双方を指し、予見可能性の基準時は債務不履行や不法行為の時である。
[やや難]
- 22 民法416条を契約上の債務不履行固有の規定と理解する考え方では、同条は、契約上の損害リスクを考慮して、主たる給付義務の不履行について同種契約に典型的な事情に基づく損害と当該契約に固有の事情に基づく損害の賠償を分けて規律するものである。同条2項の「当事者」は、契約の両当事者を指し、予見可能性の基準時は債務不履行時である。
- 23 神戸市に住むYは、京都市に住むX₁と奈良市に住むX₂にそれぞれ作者名の入る高価な掛け軸（特定物）を売り、1月15日にX₁宅に、20日にX₂宅に届けると約束した。ところが、Yが忙しくて15日にX₁宅に届けに行けなかったところ、2本の掛け軸は、17日に地震で倒壊した建物の下敷きとなり、見つからなくなった。建物の倒壊が不可抗力によるとすれば、Xらは、共に掛け軸の時価相当額の賠償を求めることができない。
- 24 履行不能後に債権の目的物またはこれと同等の物の価格が値上がりした場合、判例によれば、損害賠償の範囲の問題と扱われる。そのため、債権者は、この値上がりにつき債務者に予見可能性がある場合に限り、その分も特別損害として賠償請求ができる。[やや難]
- 25 金銭債務を履行しなかった場合、債務者は、たとえそれが大地震によるライフラインの寸断によるものであったとしても、損害賠償責任を負う。債務者が金銭債務の履行を遅滞したために、債権者が債権回収業者に取立てを依頼した場合、債権者は、この業者に支払った手数料相当額を、債務者に損害賠償請求できる。
[超基本]
- 26 受領遅滞の効果については、法定責任説、債務不履行説、折衷説が対立するが、その実質的な違いは、片務契約上の債務や先履行債務の受領遅滞について問題になる。判例は、受領遅滞に基づく解除や損害賠償を認めない。
- 27 当事者が損害賠償額を予め合意していた場合、債権者がこの金額を債務者に請求するためには、債権の発生原因と債務不履行の事実および損害発生の実態さえ主張・立証すればよく、損害額についての主張・立証を必要としない。裁判所は、実損害額が立証されれば、その額まで減額することができる。[超基本だがやや難ともいえる]
- 28 違約金が合意されている契約において債務不履行があった場合、債権者は、違約金に加えて損害賠償をも請求することができる。
- 29 XがYから借りていたバイクを壊してしまったため、壊したバイクの価額をYに弁償したとき、Xは、Yに対し、このバイクの所有権を自己に移転するよう請求することができる。[超基本]
- 30 YがXに売却した別荘が、Xへの引渡し前にAの放火で滅失した場合、YがAに対して損害賠償請求権を取得し、この損害賠償請求権は、履行不能となったYの債務の代償である。所有権が代金完済まで留保された建物の売買契約において、この建物が火災で滅失した場合、売主Yが保険会社Aに対して取得する保険金請求権は、履行不能となったYの債務の代償である。いずれの場合も、Xは代償請求権を取得する。[難]